

報告第13号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

淡路市長 戸田 敦大

委任専決第4号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和8年8月12日

淡路市長 戸田 敦大

1 損害賠償の額 412,500円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 使用者

ア 住所 淡路市

イ 氏名

(2) 所有者

ア 所在地 淡路市室津2678番地

イ 名称 有限会社 ケイ・ワークス 代表取締役 上菌 大吾

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金412,500円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和8年6月26日午前8時00分頃、相手方が運転する自動車が市道田ノ首花ノ木線を走行中、市道路面が陥没したことにより同車両の助手席側前輪が脱輪し、車両左側前部フェンダー付近に損傷を与えた。